

太田川本川における治水対策の代替案(リスク評価)

令和2年7月6日

国 土 交 通 省
中 国 地 方 整 備 局

- 平成27年8月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に「水災害分野における気候変動適応策のあり方について～災害リスク情報と危機感を共有し、減災に取り組む社会へ～」が答申された。(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/mizukokudo03_sg_000122.html)
- この答申では、想定し得る最大規模の外力までの水害リスクを評価し、社会全体で水害リスク情報を共有し、ハード・ソフト両面から対策を進めていくことが示されているが、太田川水系では、想定しうる最大規模の降雨による浸水想定区域について作成し、平成29年4月に公表した。
- 今回、太田川水系河川整備計画(変更原案)(案)の整備内容を対象に、大まかな外力規模ごとの水害リスクを試行的に算出した。
- 年超過確率1/100年『河川整備計画(変更原案)(案)の整備目標』を含む1/30年～1/1,000年の降雨により想定される被害額を比較した結果、1/1,000規模のように大きな降雨が予想される場合においても、「洪水調節機能を向上させることによる対応後」は「河道のみによる対応後」よりも、氾濫ブロック全体の水害リスクが軽減されることが確認できた。

※水害リスクの評価(試行)結果は試算値であり、今後の精査により、変更する可能性がある。

水害リスク評価条件

- ・市街地を抱える拡散型ブロックを対象
⇒太田川右岸(R01, R02, R03, R03-2, R02-2, R02-3)、太田川左岸(L01, L02, L03, L04, L05)、市内派川(L34, L35, L36, L36-2, L37)
- ・対象とする年超過確率 ⇒
1/5, 1/10, 1/30, 1/50, 1/80, 1/100, 1/150, 1/200, 1/500, 1/1,000年
- ・被害の算定手法 ⇒治水経済調査マニュアル(案)に基づき実施

